

めざします。鈴鹿・亀山の地域企業の繁栄と社会への貢献

夏

2025

No.25

すずかめ

鈴鹿税務署長ごあいさつ
令和7年度新役員名簿
各部会活動報告

公益
社団法人 鈴鹿法人会

SuzuKame

経営者の安心を より確かなものに 変えていきたい。

日本の会社の99%を占める中小企業。

経営者の悩みはそれぞれ異なり、多種多様。

社長ひとりで、社内のリソースで、解決するには難しいことがあります。

大同生命は保険だけでなく、あらゆる場面で経営者のお役に立てるよう、

さまざまなプログラムやサービスをお届けしてきました。

これまで半世紀に渡り中小企業と向き合い、

ともに歩んできたからこそできる支援をここに。

保険とともに全力で経営者のみなさまをサポートしていきます。

経営支援

サステナビリティ経営支援

健康経営®支援

人材採用・育成支援

災害時の安否確認

情報セキュリティ対策支援

など

病気・入院等で
働けなくなった場合の保障
お亡くなりになった場合の保障
勇退される場合のそなえ

など

経営者保障

※「健康経営®」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

その安心で、企業とともに未来をつくる。

DJIDO 大同生命保険株式会社

CM特設サイトはこちら



三重支社/三重県四日市市鵜の森1-4-28(ユマニテクプラザ4F) TEL 059-352-2046

目次

- | | | |
|--------------------------------|-----------------------|--------------------|
| 1 会長あいさつ | 8 令和7年度事業計画 | 22 第6回すずかめの山々 |
| 2 鈴鹿税務署・署長ごあいさつ | 9 令和7年度収支予算書 | 23 ホームページリンク掲載について |
| 3 鈴鹿税務署法一統括官ごあいさつ 税務署幹部の定期人事異動 | 10 令和6年度正味財産増減計算書 | 24 鈴鹿警察コーナー |
| 4 第13回 定時総会 令和7年度優良従業員表彰 | 11 令和8年度税制改正要望事項 | 25 大同生命 |
| 5 三重県法人会連合会第13回通常総会 | 15 税務コーナー | 26 AIG損保 |
| 6 青年部会だより | 18 エッセイ(福島礼子氏) | 27 アフラック |
| 7 女性部会だより | 20 第20回歴史・名所・史跡(白子支部) | 28 会員募集・編集後記 |



公益社団法人 鈴鹿法人会
会 長 飯田 隆典

会長あいさつ

公益社団法人鈴鹿法人会広報誌「すずかめ第25号」の発行にあたり、ご挨拶を申し上げます。

去る、5月26日の第13回定時総会では、提案しましたすべての議案が原案通り承認され、今後も、法人会の基本的指針に基づき、積極的な活動に取り組んでいくことを再認識したところです。

早いもので私が会長職を仰せつかって一期二年が経過いたしました。

定時総会において一部役員の方の異動がありましたが各支部長・部会長におかれましては、限られた予算の中で様々な法人会活動を企画・実施していただき、また、各委員会におきましては、委員長のリーダーシップのもと一致団結し、新たな施策を講じていただき皆様方のご理解ご協力に対して厚くお礼申し上げます。

鈴鹿法人会は『税に関する活動』及び『地域貢献活動』として「租税教室」、「親子税金クイズと映画観賞会」、「税に関する絵はがきコンクール」、「特別養護老人ホーム慰問及び車椅子と寄せ植えの贈呈」等々本会・青年部会・女性部会が創意工夫を積み重ね事業を実施しており、これら行事は鈴鹿市民及び亀山市民の方々に深く浸透し、楽しみにしていただいているところです。

日本国内、世界情勢は厳しい情勢であり明るいニュースは乏しいですがこのような時代背景の中でこそ、鈴鹿法人会は今後も役員・職員一同、一致団結し当会の発展のために努力し、活動していく所存でございます。

皆様方の積極的なご協力とご支援を今後ともよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、皆様方のご健勝ならびに会員企業のご繁栄を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

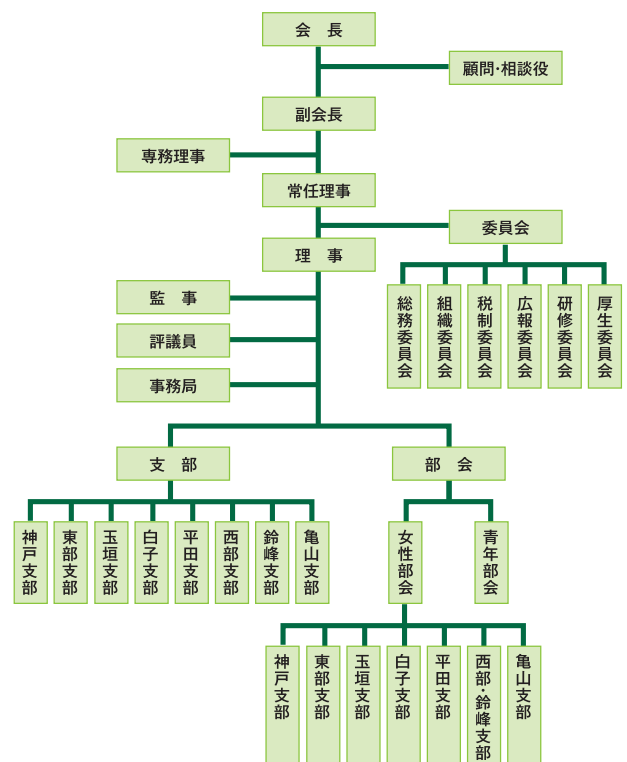
会長・副会長及び常任理事・監事名簿

(順不同・敬称略)

役 職	氏 名	法 人 名
会長(代表理事)	飯田 隆典	(株)飯田鉄工
直前会長	岡田 信春	(株)SANKEI
副 会 長	阪田 朋成	(株)サカタ
	渡邊 孝明	(株)ナベカ
	村上 道哉	三重工熱(株)
	太田 秀典	(有)太田コンクリート
	寺川 浩二	(株)スズカキャリアサービス
	阿部 美千	(株)神戸ダイハツ
総務委員長	宮崎 城治	(株)アポロ
組織委員長	杉野 大雄	杉野工業(株)
税制委員長	山川 武志	(有)オフィス スオウ
広報委員長	嶋田 浩也	中部工業(株)
研修委員長	服部 隆也	(株)ハットリ技建
厚生委員長	伊藤 洋一	中部高圧コンクリート(株)
神戸支部長	廣田 隆	近畿電設工業(株)
東部支部長	佐野 寿	(有)佐野建設
玉垣支部長	荻野 晃	(株)荻野建設
白子支部長	東口 大介	ブラウン開発(株)
平田支部長	(寺川 浩二)	(株)スズカキャリアサービス
西部支部長	永戸 秀樹	サンモーター(株)
鈴峰支部長	濱本 隆弘	(有)浜本鋳金工業所
亀山支部長	服部 昌弘	(株)服部工務店
青年部会長	久畑 吉宣	久畑防災(株)
女性部会長	杉本 美音理	(有)豊和精機
監 事	北川 亨	(株)安全
	橋本 貴好	(社外監事)

(注)「氏名」欄のかっこ書は、副会長との兼任である。

鈴鹿法人会組織図



ごあいさつ

鈴鹿税務署長 大門 武司



公益社団法人鈴鹿法人会の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素から税務行政につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

この度の人事異動により、名古屋国税局査察部査察総括第二課長から鈴鹿税務署長を拝命いたしました大門でございます。

当署の勤務は初めてですが、三重県下の税務署での勤務は三署目となります。

当署管内は名所旧跡や鈴鹿山脈をはじめとする多くの恵まれた自然環境の中にあって、伝統ある歴史と文化に育まれた素晴らしい土地であると同時に、モータースポーツで国際的に有名なこの地で勤務できることを大変嬉しく思っております。前任の金原署長同様よろしくお願い申し上げます。

さて、公益社団法人鈴鹿法人会は、常に「良き経営者の団体」として、また、この地をリードする中心的な団体として、納税意識の高揚を図るための各種研修会を開催されるとともに、次世代を担う若い世代に税の意義や役割を正しく理解していただけるよう「親子税金クイズ」や「租税教室への講師派遣」などの事業を通じて積極的に租税教育に取り組まれるなど、数々の社会貢献活動を展開され、企業および社会の健全な発展に多大な貢献をされていると伺っております。

これもひとえに、飯田会長をはじめ役員の皆様の献身的なご努力と溢れんばかりの熱意、そして会員の皆様のご理解・ご協力の賜物であると深く敬意を表するとともに、今後も一層会員の輪を広げられ、魅力ある事業活動を積極的に展開されますことをご期待申し上げます。

税務署におきましては、引き続き「納税者サービスの向上」と「適正・公平な課税の実現」という使命を果たすとともに、政府が進めるデジタル社会の実現に向けた取組の一環として、納税者の利便の向上と現金管理等に伴う社会コストを縮減するため、キャッシュレス納付の利用拡大に向けて、法人会の皆様と連携・協調を図っていきたいと考えております。

また、国税庁におきましては、令和三年七月から業務センター室という専担部署を新たに設置し、複数の税務署の内部事務を集約処理する「内部事務のセンター化」を進めております。当署におきましても、本年七月十日から内部事務センター化の対象署となりました。

新年度におきましても、鈴鹿法人会の皆様との信頼関係をより深いものとし、これらの取組を進めてまいりたいと考えております。

最後になりましたが、公益社団法人鈴鹿法人会のますますのご発展と、皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念しまして、私のあいさつとさせていただきます。

ごあいさつ

法人課税第一部門
統括国税調査官

藤村 大輔



鈴鹿署勤務は2回目で、約20年ぶりとなります。不慣れな点も何かとありますが、皆様のお役に立てるよう精一杯努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

鈴鹿税務署幹部の定期人事異動

(令和7年7月10日付発令)

(敬称略)

異動内容 職名	旧			新		
	氏 名	異 動 先 部 署	職 名	氏 名	直 前 部 署	職 名
署 長	金原 明夫	名古屋派遣国税庁監察官	主 任 監 察 官	大門 武司	査察部 査察総括第二課	課 長
総 務 課 長	野々村匡司	名 古 屋 中 村 署	総 務 課 長	清原 秀基	尾 鷲 署	総 務 課 長
管理運営第一部門 統括国税徴収官	藤森 一久	名 古 屋 西 署	管運一統括官			
管理運営第二部門 統括国税徴収官	角 康弘	四 日 市 署	管運三統括官			
管 理 運 営 部 門 統括国税徴収官				三 浦 健	総務部業務センター	連 絡 調 整 官
徴 収 部 門 統括国税徴収官	浅井 潤	中 川 署	徴収一統括官	山本 怜那	徴 収 部 機 動 課	主 査
特 別 国 税 調 査 官 (所 得 税)	斎藤 将浩	(退 職)		神田 裕三	総務部税務相談室	税 務 相 談 官
個人課税第一部門 統括国税調査官	加藤 善朗	(留 任)		加藤 善朗	(留 任)	
個人課税第二部門 統括国税調査官	相葉晴留香	伊 勢 署	個人一統括官	藤井 俊夫	査察部査察八部門	主 査
個人課税第三部門 統括国税調査官	柴山 淳	松 阪 署	個人二統括官	高原 直宏	岐 阜 南 署	連 絡 調 整 官
資 産 課 税 部 門 統括国税調査官	中川 冴子	(留 任)		中川 冴子	(留 任)	
法人課税第一部門 統括国税調査官	堀 香子	調査部国際調査課	総 括 主 査	藤村 大輔	中 川 署	法人二統括官
法人課税第二部門 統括国税調査官	高橋 芳明	(留 任)		高橋 芳明	(留 任)	

第13回 定時総会

(令和7年5月26日 鈴鹿サーキット THE DINING)

公益社団法人鈴鹿法人会の第13回定時総会が、金原鈴鹿税務署長をはじめ多数のご来賓のご臨席を賜り、盛大に開催されました。

出席者は68名、委任状919名で3分の2以上の出席を得て開会いたしました。

飯田会長が議長となり、太田副会長兼総務委員長の下により議事が進められ、次の議案のすべてが承認・可決されました。

- 第1号議案 令和6年度事業報告承認の件
- 第2号議案 令和6年度収支決算承認の件
- 第3号議案 定款の一部変更(案)について
- 第4号議案 任期満了に伴う役員改選(案)について

また、令和7年度事業計画書並びに収支予算書について報告がされました。

議事終了後、会員企業の優良従業員の表様式が開催され、飯田会長から受賞者の方々に、表彰状と記念品が贈呈されました。

最後にご来賓の方々を代表して、金原鈴鹿税務署長からご祝辞をいただき、定時総会はつつがなく終了いたしました。

総会後の懇親会は、本会・青年部会・女性部会との合同懇親会を催し、樋口鈴鹿市副市長もご臨席いただいて、会員相互の親睦を深めていただきました。



令和7年度 退任者表彰

(敬称略)

支 部	法 人 名	氏 名	支 部	法 人 名	氏 名
神 戸	伊藤造園建設(株)	伊 藤 義 一	玉 垣	(株)エヌフォー	西 口 直 人
神 戸	(有)マイドソフト	森 通 人	平 田	(株)ADI	安 田 克 志
玉 垣	(株)ヨシザワ	吉 澤 茂	平 田	(株)ホンダ四輪販売三重	向 井 な よ 子

令和7年度 優良従業員表彰

～ ご受賞おめでとうございます ～

優 良 従 業 員 表 彰				(順不同・敬称略)
多貴商運株式会社	池 田 勝 正	株式会社荏原風力機械	濱 口 友 志	
株式会社フジコウ	福 山 昌 善	株式会社荏原風力機械	石 谷 精 也	
サンコーロジテック株式会社	飯 島 文 子	鈴鹿インター株式会社	齋 藤 重 雄	
社会福祉法人けやき福祉会	荒 川 敬 司	鈴鹿インター株式会社	新 美 久 美	
社会福祉法人けやき福祉会	岩 川 美 鈴	株式会社ホンダ四輪販売三重北	西 山 昂 宏	
株式会社ヒグチ工業	南 条 泰 輔	株式会社オートモール	中 西 達 磨	
堀田建設株式会社	伊 藤 智 起	三重コンドー株式会社	駒 田 高 之	
株式会社セントラルエスピーガード	浅 田 弘 一	三重コンドー株式会社	古 門 人 美	
医療法人誠仁会	稲 垣 徳 人	三重コンドー株式会社	清 水 英 樹	
株式会社鈴鹿	福 森 弘 幸	三重コンドー株式会社	井 上 良 二	
株式会社トピア	下 昇	有限会社チコーデンキV&V	大須賀 美智代	
株式会社荏原風力機械	宮 崎 勇 斗	株式会社ヨシザワ	吉 澤 勝 信	

第13回県連通常総会及び理事会が開催され、当会から県連副会長の飯田隆典会長並びに県連理事の阪田朋成副会長、渡邊孝明副会長、太田秀典副会長および阿部美千副会長の5名が出席しました。

伊藤歳恭県連会長が議長となり、議案のすべてが可決・承認されました。

また、県下単位会の功績者が表彰され、鈴鹿法人会では次の方々が受賞されました。



伊藤 歳恭 議長

公益財団法人全国法人会総連合会長表彰【単位会功労者】

副会長	渡邊孝明	殿
理事	坂口博文	殿
理事	長谷川照義	殿
前理事	森通人	殿

一般社団法人三重県法人会連合会会長感謝状【役員・委員功労】

前副会長	向井なよ子	殿
前理事	伊藤義一	殿
前理事	西口直人	殿
前理事	安田克志	殿
前監事	吉澤茂	殿

一般社団法人 三重県法人会連合会会長表彰【役員功労】

理事	川森浩	殿
----	-----	---

さらに、経営者大型総合保障制度に関する目標「取扱企業」、「新規企業」、「紹介件数」、「新契約高」のうち、1つ達成した単位会として鈴鹿法人会が受賞し、部会の目標「紹介件数」、「取扱企業」、「新規企業」、「新契約高目標」のうち、2つ以上達成した鈴鹿法人会青年部会および鈴鹿法人会女性部会がそれぞれ受賞しました。

部会長 あいさつ

時代の流れが速い現代、各企業や団体では世代交代が最大の課題と目されています。

我々、鈴鹿法人会青年部も他事ではありません。古き良き習慣は残しつつ、新しいことを取り入れ、みんなが活躍できる事業を行い、柔軟な組織運営を展開して鈴鹿法人会青年部の存在意義を示していきたいと思います。

本年度も、租税教室を中心に、親会、女性部会と密接に連携しながら鈴鹿法人会の活性化と事業活動の充実に全力を尽くし、後世につながる鈴鹿法人会青年部会活動を展開します。



(公社)鈴鹿法人会 青年部会
第17代部会長 久畑 吉宣

第13回 定時総会



令和7年5月26日(月)、鈴鹿サーキットにて第13回定時総会が開催されました。

令和6年度事業報告、収支決算の承認並びに令和7年度の事業計画案、収支予算案の承認について議事が進められました。

任期2年の満了に伴い、今年度より山川直前部会長(前部会長)から久畑新部会長へ、加藤副部会長(前運営専務)から吉田運営専務へと新体制となりました。

本年度でも、租税に対する理解と啓蒙活動として、鈴鹿税務署管内小学校での租税教室開催のほか、恒例事業の研修視察旅行などを予定しています。

また、親会・女性部会と密接に連携しながら親睦

交流を深め、会員の資質向上を目指し皆様が参加したくなるような運営を目指し社会貢献の活動を深めていく事を確認しました。

租税教室

本年度は鈴鹿・亀山市内の14の小学校で「租税教室」を予定しています。

国税局から配布されていた副教材が、本年度からタブレット配信に変更になり、青年部会で独自の租税教室プログラムもグループワーク「一億円を使って学校をよくするためにどうしたいか」の時間を増やしつつも、クイズなど子供たちが税金を楽しく身近に感じられるプログラムが盛り込まれるものに変更しました。講師をしている我々も子供たちと一緒に租税教室を楽しんでいます。ぜひ、たくさんの皆様に講師をしていただければと思います。

グループワークで児童の方が考えた内容は、毎回柔軟な発想で現実的なものから夢のあるものまで様々です。今後、有意義に活用していきたいと考えています。

次世代を担う子供たちが税金について楽しく学べる「租税教室」にご協力を頂いた皆様に感謝すると共に、これからもさらに発展・進化できるようご協力よろしくお願い致します。

(税制委員長 田中康介)



令和7年1月16日、神戸小学校にて租税教室を開催いたしました。

担当した租税教室とは授業の展開方法が全く違い、自分自身も児童の一人として引き込まれました。小学生の心の掴み方など学ぶことが多く、今後の租税教室にも取り入れるなどしてより良い租税教室をしていきたいと思っています。

(鈴鹿税務署 総務課 加藤太介)

部会長

あいさつ

鈴鹿法人会女性部会の皆様には、本会の活動を支え、共に歩んでくださり、心より感謝申し上げます。

このたび、女性部会長を務めさせていただくことになりました杉本でございます。歴代部会長、諸先輩方の貢献を受け継ぎ、皆さまとともにさらに充実した会を築いていけるように努めてまいります。

女性部会は、社会の健全な発展に貢献するために、積極的な活動を展開しております。税の啓発活動として、毎年「租税教室」を開催するほか、夏休み期間には「親子映画会」を開催し、親子で楽しみながら税の重要性を学ぶ機会を提供しております。さらに、「絵はがきコンクール」を実施し、子どもたちが税について考え、その意義を創造的に表現する場を設けることで、税に対する関心を高める活動を進めております。これらの取り組みをさらに充実させ、多くの方に税の役割を理解していただけるよう努めてまいります。

また、社会貢献活動にも積極的に取り組んでおり、特別養護老人ホームへの寄せ植え贈呈活動を通じて、地域の高齢者の方々に癒しと彩りを届けております。緑に触れることで心が安らぎ、笑顔が生まれるこの活動は、今後も継続・発展させてまいります。加えて、車いすの贈呈を行い、高齢者の方々の移動をより快適にすることで、日々の生活を支えていくことにも力を入れております。

これからも、会員の皆さまとともに学び合い、支え合いながら、女性ならではの視点を活かした活動を広げてまいりたいと考えております。皆さまのご意見やお力添えをいただきながら、より魅力的な女性部会を目指してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



女性部会長 杉本 美音理

開会宣言がされ、総会成立宣言後、議長選出で阿部直前部会長が議長に選出され、議案審議が始まりました。

議長の進行で第1号議案から第2号議案までの審議がスムーズに進み、役員改選が承認されました。杉本新部会長のご挨拶の前に阿部直前部会長へ長年の功績を称え花束の贈呈がありました。杉本部会長に議長が交代して第3号議案も承認され、全ての議案が滞りなく決議されました。

定時総会は無事閉会し、その後の懇親会では美味しいお料理をいただきながら女性部のメンバーで談笑し、楽しいひと時を過ごすことができました。

租税教室

鈴鹿法人会女性部会では令和7年度の活動として、地域の小学6年生を対象に租税教室を実施しました。5月から6月にかけて、鈴鹿市内の4校、亀山市内の3校に2名ずつ講師を派遣し、税の大切さや仕組みを伝える活動を行いました。

私は6月9日(月)に、亀山市立昼生小学校を訪問し、女性部会メンバー2名で協力して授業を行いました。当日は鈴鹿税務署の堀様にもご同行いただきました。授業では「税金はなぜ必要なのか」「税金がないとどうなるのか」といったテーマについて、マグネットや動画、クイズを交えながら説明しました。子どもたちは熱心に耳を傾け、質問にも積極的に答えてくれました。動画の後、印象に残ったことをひとりずつ発言してもらい「税金があるから、消防車が使えた」「税金がない世界だと、道路は壊れたままでゴミも集めてもらえなかったので困ると思った」などの感想が寄せられ、子どもたちが税を「自分ごと」としてとらえるきっかけになったと感じました。

授業の最後には、紙で作った「1億円の札束(模擬紙幣)」を実際に持ってもらって体験も行いました。大きな束を両手で持ち上げながら「重い!」「これで本当に1億円あるの?」と目を輝かせていた様子が印象的でした。また、「この1万円札、新しいデザインになってる!」と、新札に気づいた子もいて、最近の話題にも関心を持っている様子うかがえました。

女性部会では、今後もこうした活動を通じて、地域の子供たちに「毎日の暮らしの中で税金が役立っている」社会の仕組みを伝えてまいります。

第13回 定時総会



令和7年5月26日、鈴鹿サーキットにて鈴鹿法人会女性部会第13回定時総会が開催されました。



基本方針

鈴鹿法人会は、納税意識の向上、会員企業の研鑽、地域社会へのより一層の公益貢献を図り、公益法人としての使命を達成するため、一体となって組織的な事業活動を展開する。このためには、会員以外にも活動への参加を求めていく。

また、新公益法人制度の趣旨に沿って、社会変化に柔軟・迅速に対応し、より効果的な公益活動を行うとともに、透明性を高く更なる信頼確保に向けた対応を行う。

事業活動においては、原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、法人会活動をなお一層充実させるために、会員増強や福利厚生制度の推進等に力を入れ、企業活動の活性化や地域社会の健全な発展に配慮しつつ、次の各種事業に取り組む。

事業活動

I 公益目的事業

1. 税を巡る諸環境の整備改善等を図ることを目的とする事業【公1】

(1) 税知識の普及と納税意識の高揚に関する事業

一般市民や次世代を担う児童生徒に税の仕組みなどを理解してもらうため、租税教育、租税教室の充実に努めるとともに、これに資する税制関連の研修・行事等の充実を図り、有益な資料を作成する等により適切な広報を実施する。さらに、企業の内部統制の強化や経理水準の向上に向け、企業の税務コンプライアンス向上に取り組む。

イ 税の啓発活動・租税教育活動

「税を考える週間行事」の一環としている親子税金クイズ・映画鑑賞会は、当法人会のメイン行事として実施するとともに、青年部会および女性部会による「租税教室」、女性部会による「税に関する絵はがきコンクール」を積極的に推進する。

特に、小学生を対象とした租税教室は、青年部会が制作したパワーポイント等を活用し、今後も女性部会と連携して一層推進していく。

ロ 広報活動

広報活動は、法人会の知名度向上のため、税の啓発活動、経営支援活動、社会貢献活動等を中心に、会員はもとより会員外に対しても、法人会活動の周知や加入勧奨のための広報を充実させる。広報媒体であるホームページを刷新し、スマートフォンにも対応したことから、内容の充実を図るとともに、年2回発行の広報誌（「すずかめ」）については、法人会活動のダイジェストとして、市の施設、金融機関、CNSなどに依頼して配置するなど、会員外の方にも広く法人会活動についてアピールできるよう広報の仕方に配慮する。

また、鈴鹿税務署管内の公的機関等が実施するイベントの機会を利用して「税の啓発活動」（確定申告、電子申告などのPR）を実施する際に、鈴鹿税務連絡協議会の構成員として啓発用のパンフレットやグッズなどの配布を行い、納税意識の高揚を図る。

（主な事業計画）

支部および部会の税務研修会
新設法人説明会（令和7年5月9日）
小学生・中学生を対象にした学校での「租税教室」
夏休み親子映画鑑賞会（令和7年8月24日）
税金クイズと映画鑑賞会（令和7年11月3日）
税に関する「絵はがきコンクール」の募集と表彰式（令和7年11月9日）
第28回鈴鹿シティマラソンで行う広報活動（令和7年12月14日）

ハ 企業の税務コンプライアンス向上施策

会員企業の税務コンプライアンス向上のため、公益財団法人全国法人会総連合が作成した「自主点検チェックシート」および「自主点検ガイドブック」に基づき、会員自らが自主点検を行う。

(2) 税制及び税務に関する調査並びに提言に関する事業

地域経済の担い手である企業全般の活性化に資する税制を始

め、税のオピニオンリーダーとしてわが国の将来を展望した建設的な提言に努めることとし、税制に関する会員の意見を集約し、その意見が税制に反映されるよう関係機関に対し要望活動を展開する。

（主な事業計画）

地元国会議員・市長・市議会議長への要望活動
全国大会（高知）、全国青年の集い（山梨）、 全国女性フォーラム（札幌）、東海法人会連合会大会（静岡） 三重県法人会連合会青年部会連絡協議会情報交換会（伊勢）

2. 地域企業および地域社会への貢献に関する事業【公2】

各地域における経済社会環境（地球温暖化問題）の改善、活性化に資する事業の実施又は支援を行う。電力供給不足等に対応するため、引き続き女性部会において節電対策「いちごプロジェクト」（家庭における使用電力の削減運動）の環境活動に取り組む。

（主な事業計画）

親子バスツアー（施設見学）
温暖化防止対策活動（鈴鹿市主催）への参加
全日本エコドライブチャンピオンシップ（全日本学生自動車連盟主催）
鈴鹿ジュニアバレーボール大会の協賛
特別養護老人ホーム慰問および車椅子と寄せ植え等の贈呈
支部教養・健康セミナー

II 収益事業

法人会員の福利厚生の向上に関する事業【収1】

法人会の福利厚生制度を取巻く環境は厳しい状況が続いており、引き続き取り扱い3社との連携を一層強化しつつ、福利厚生制度の一層の推進を図り、財政基盤の安定化に努める。

また、取り扱い3社の諸施策に積極的に協力し、福利厚生制度の円滑な運営を目指して推進活動を展開する。さらに、会員企業の経営者、従業員、家族を対象とした一般財団法人全日本労働福祉協会三重県支部による、生活習慣病検診（令和7年9月および令和8年3月）を実施する。

III その他

会員の交流に資するための事業

法人会組織を今後も存続・発展させる観点から、組織基盤強化・維持を図るため、法人会員数確保を目指す諸施策を実施する。また、役員の率先した参画や指導のもと、新規加入の推進を行うとともに、退会防止策を講じることで、効果的な対応策を展開する。

（主な事業計画）

定時総会後の情報交換会
理事会後の懇親会、女性部会理事会後の懇親会、新春講演会後の懇親会
支部・部会による施設見学と税務研修
支部ゴルフコンペ、支部ボウリング大会等

令和7年度 収支予算書(損益ベース)

令和7年4月1日から令和8年3月31日現在まで

(単位:円)

科 目	予算額	科 目	予算額
I 一般正味財産増減の部		役員報酬	288,000
1 経常増減の部		給料手当	256,480
(1) 経常収益		退職給付費用	35,120
基本財産運用益	500	福利厚生費	81,600
基本財産受取利息	500	会議費	740,741
受取会費	11,503,000	旅費交通費	80,000
正会員受取会費	11,344,600	通信運搬費	300,000
賛助会員受取会費	158,400	減価償却費	0
事業収益	291,500	消耗品費	53,913
研修事業収益	63,000	印刷製本費	123,781
広報事業収益	110,000	賃借料	188,800
福利厚生事業収益	118,500	保険料	3,300
受取補助金等	9,622,700	支払負担金	52,800
受取県連補助金	400,000	委託費	11,118
受取全法連補助金	350,000	会場費	5,959
受取全法連助成金振替額	8,872,700	渉外慶弔費	30,000
受取負担金	907,000	表彰費	28,286
青年・女性部会受取負担金	907,000	リース料	44,800
雑収益	250,000	支払手数料	20,455
雑収益	250,000	雑費	9,714
経常収益計	22,574,700	経常費用計	22,569,000
(2) 経常費用		評価損益等調整前当期経常増減額	5,700
事業費	20,214,133	当期経常増減額	5,700
役員報酬	3,312,000	2 経常外増減の部	
給料手当	2,949,520	(1) 経常外収益	0
退職給付費用	403,880	経常外収益計	0
福利厚生費	938,400	(2) 経常外費用	0
会議費	1,259,259	経常外費用計	0
旅費交通費	1,920,000	当期経常外増減額	0
通信運搬費	1,200,000	税引前当期一般正味財産増減額	5,700
減価償却費	0	法人税、住民税及び事業税	80,000
消耗品費	1,186,087	当期一般正味財産増減額	△ 74,300
印刷製本費	1,326,219	一般正味財産期首残高	39,324,497
賃借料	2,171,200	一般正味財産期末残高	39,250,197
保険料	29,700	II 指定正味財産増減の部	
諸謝金	23,000	受取補助金等	8,872,700
租税公課	15,000	受取全法連助成金	8,872,700
支払負担金	607,200	一般正味財産への振替額	△8,872,700
委託費	1,678,882	当期指定正味財産増減額	0
会場費	143,041	指定正味財産期首残高	0
広告宣伝費	22,000	指定正味財産期末残高	0
表彰費	301,714	III 基金増減の部	
リース料	515,200	当期基金増減額	0
支払手数料	204,545	基金期首残高	0
雑費	7,286	基金期末残高	0
管理費	2,354,867	IV 正味財産期末残高	39,250,197

令和6年度 正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減	科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部				管理費	2,794,927	2,348,504	446,423
1. 経常増減の部				役員報酬	254,400	249,600	4,800
(1) 経常収益				給料手当	239,022	235,683	3,339
基本財産運用益	480	440	40	退職給付費用	27,724	25,792	1,932
基本財産受取利息	480	440	40	福利厚生費	84,724	78,766	5,958
特定資産運用益	1,445	58	1,387	会議費	1,154,457	640,293	514,164
特定資産受取利息	1,445	58	1,387	旅費交通費	6,620	17,671	△ 11,051
受取会費	11,512,780	11,640,080	△ 127,300	通信運搬費	252,939	246,627	6,312
正会員受取会費	11,375,980	11,526,080	△ 150,100	減価償却費	434	741	△ 307
賛助会員受取会費	136,800	114,000	22,800	消耗品費	69,279	20,470	48,809
事業収益	284,202	309,450	△ 25,248	修繕費	0	1,320	△ 1,320
研修事業収益	63,000	91,000	△ 28,000	印刷製本費	52,052	132,167	△ 80,115
広報事業収益	110,000	100,000	10,000	賃借料	211,632	188,030	23,602
福利厚生事業収益	111,202	118,450	△ 7,248	保険料	2,569	2,569	0
会員親睦事業収益	0	0	0	支払負担金	101,364	37,408	63,956
受取補助金等	9,226,700	9,475,200	△ 248,500	支払寄附金	0	50,000	△ 50,000
受取県連補助金	100,000	278,000	△ 178,000	委託費	7,920	8,474	△ 554
受取全法連助成金	576,000	370,000	206,000	会場費	13,150	118,760	△ 105,610
受取全法連助成金振替額	8,550,700	8,827,200	△ 276,500	渉外慶弔費	103,500	36,240	67,260
受取負担金	996,844	1,021,084	△ 24,240	表彰費	156,500	192,000	△ 35,500
受取負担金	76,174	59,084	17,090	リース料	38,931	37,910	1,021
青年・女性部会受取負担金	920,670	962,000	△ 41,330	支払手数料	16,718	20,283	△ 3,565
雑収益	447,010	408,344	38,666	雑費	992	7,700	△ 6,708
受取利息	2,185	19	2,166	経常費用計	21,930,734	20,186,388	1,744,346
雑収益	444,825	408,325	36,500	評価損益等調整前当期経常増減額	538,727	2,668,268	△ 2,129,541
経常収益計	22,469,461	22,854,656	△ 385,195	当期経常増減額	538,727	2,668,268	△ 2,129,541
(2) 経常費用				2. 経常外増減の部			
事業費	19,135,807	17,837,884	1,297,923	(1) 経常外収益			
役員報酬	2,925,600	2,870,400	55,200	経常外収益計	0	0	0
給料手当	2,748,760	2,710,360	38,400	(2) 経常外費用			
退職給付費用	318,826	296,608	22,218	経常外費用計	0	0	0
福利厚生費	974,338	905,815	68,523	当期経常外増減額	0	0	0
会議費	1,292,804	1,047,029	245,775	他会計振替額	0	0	0
旅費交通費	2,086,651	720,516	1,366,135	税引前当期一般正味財産増減額	538,727	2,668,268	△ 2,129,541
通信運搬費	937,601	981,694	△ 44,093	法人税、住民税及び事業税	80,000	80,000	0
減価償却費	5,001	8,532	△ 3,531	当期一般正味財産増減額	458,727	2,588,268	△ 2,129,541
消耗品費	1,128,229	1,180,117	△ 51,888	一般正味財産期首残高	39,048,979	36,460,711	2,588,268
修繕費	0	15,180	△ 15,180	一般正味財産期末残高	39,507,706	39,048,979	458,727
印刷製本費	1,259,502	1,293,386	△ 33,884				
賃借料	2,146,728	2,162,353	△ 15,625	II 指定正味財産増減の部			
保険料	29,551	29,551	0	受取補助金等	8,550,700	8,827,200	△ 276,500
諸謝金	22,274	22,274	0	受取全法連助成金	8,550,700	8,827,200	△ 276,500
租税公課	11,600	11,600	0	一般正味財産への振替額	△ 8,550,700	△ 8,827,200	276,500
支払負担金	575,486	577,047	△ 1,561	一般正味財産への振替額	△ 8,550,700	△ 8,827,200	276,500
委託費	1,669,230	1,912,808	△ 243,578				
会場費	126,770	132,630	△ 5,860	III 基金増減の部			
広告宣伝費	22,000	22,000	0	基金受入額	0	0	0
表彰費	186,800	130,500	56,300	基金返還額	0	0	0
リース料	447,709	435,970	11,739	基金期首残高	0	0	0
支払手数料	200,494	259,614	△ 59,120	基金期末残高	0	0	0
雑費	19,853	111,900	△ 92,047				
				IV 正味財産期末残高	39,507,706	39,048,979	458,727

三重県下8法人会から提出された税制改正要望事項を取りまとめ、全国法人会総連合に提出しました。

令和8年度 税制改正要望事項

国税関係

I 法人税関係

1. 法人税率の引き下げ

諸外国に比べわが国は、法人基本税率23.2%に加え法人住民税と法人事業税と企業にとって重い負担がある。

法人実効税率は外国企業が日本に投資する際の重要な判断材料であるため、実効税率を20%程度に引き下げられたい。

なお、利用が一定の大企業に限定される過度な租税特別措置法を見直されたい。

2. 中小法人に対する特例

軽減税率の適用所得限度額を1,600万円(現行800万円)に引き上げられたい。

また、時限措置として、年800万円以下の金額に対する法人税の減額税率を現行の15%から11%まで引き下げられたい。

3. 同族会社の留保金課税の廃止について

- (1) 特定同族会社の留保金課税制度について、資本金1億円以下の中小企業は適用除外となっているが、留保金課税制度は企業の自己資本の充実を阻害するものであり、制度を廃止されたい。
- (2) 資本金1億円以下の中小法人(大法人の子法人を除く)が適用除外となっているが、資本関係があれども、独立した法人である以上、競争力の低下を招きかねないので、大法人の子会社であっても資本金1億円以下の法人は全て適用除外とすることが望ましいと考える。

4. 減価償却制度

(1) 減価償却制度の改善について

急速な技術革新による陳腐化、激しい国際競争、低下する企業の競争力等に配慮し、欧米諸国の実態も参考に全般的な見直しを行い、現状に即した耐用年数に改められたい。

- (2) パソコンおよびソフトウェアについての耐用年数を大幅に短縮し、取得価額100万円未満のものについては、一括償却できるようにされたい。

- (3) 建物・建物付属設備・構築物の減価償却方法について
建物については、現行新規取得したものに限り定額法に基づく償却とされているが、投下資本の早期回収、実勢価格により近い財務諸表表示など会計学理論上からもすぐれた定率法による償却方法との選択とされたい。

また、建物付属設備・構築物についても、同様の取り扱いにされたい。

5. 中小企業者等の少額減価償却資産の特例について

少額減価償却資産の特例について、上限300万円を撤廃し、一括損金算入を認めるよう制度の定着化を図られたい。

6. 研究開発費税制等の拡充

試験研究費の総額に係る税額控除制度等については、法人税額の40%(現行25%)に引き上げられたい。

7. 交際費課税

中小企業の交際費の取扱いは、800万円までが損金算入となっているが、中小企業の活性化を促すためにも全額損金算入とされたい。

全額損金算入が困難ならば、現行の特例措置の定着化を図られたい。

8. 退職給与引当金繰入額・賞与引当金の損金算入制度の復活

税負担の平準化を損なわないため、期間費用である退職給与引当金繰入額は、発生事業年度での損金算入を認められたい。

また、賞与引当金についても損金算入を認められたい。

9. 役員給与等について

役員給与が損金算入となる場合と損金不算入となる場合について課税庁はその取扱いを公表している。

しかし、大企業における業績連動給与については、経営者の手腕が大きく影響することから、同族法人を除く全ての法人に適用すべきである。

なお、中小企業においては、景気に業績が大きく影響することから定期同額給与制度の要件を緩和されたい。

また、使用人に対する決算賞与の損金算入の要件についても要件を緩和されたい。

10. 配当金について

すべての株式等(現行 完全子会社株式等及び株式等保有割合3分の1超)の配当について、益金不算入割合を100%にすべきである。

11. 確定申告書の提出期限

会社法上の諸手続きを含めた決算事務を2ヶ月以内に完了することが困難であるため、法人税の確定申告書の提出及び納付の期限を、事業年度終了後3ヶ月以内(現行2ヶ月以内)とされたい。

12. 電話加入権

携帯電話等の普及により、加入権の財産としての価値が著しく低下している。

既計上分も含め損金化できる措置を早急に講じるべきである。

II 所得税関係

1. 所得控除等

- (1) 現行の各種所得控除の整理・合理化を図り、解り易い制度に見直されたい。
- (2) マイカー・自転車通勤手当については、燃料費も高騰しており負担が重くなっている為、非課税限度額を見直されたい。

2. 源泉所得税の納期

源泉所得税の各月の納付期限については、長期休暇等の特殊事情及び週休2日制の普及を考慮して、翌月20日(現行翌月10日)とすること。

なお、納期の特例は、常時使用する者を20名未満(現行10名未満)に拡大されたい。

3. 所得税の基礎控除・給与所得控除について

令和7年度税制改正により、所得税の基礎控除・給与所得控除の最低保証額を上げる改正が行われた。

所得税の基礎控除の最低保証額が48万円から95万円へ引上げられ、令和7年・8年分は所得額に応じて段階的に上げる時限措置が取られることとなったが、所得税の基礎控除も給与所得控除額の最低保証額(55万円から65万円)同様に一律95万円とされたい。

III 相続税関係

1. 相続税

相続税は、廃止すべきである。

今までの努力と成果に対して課税するのは、重複課税である。廃止困難ならば、次の内容について考慮されたい。

(1) 事業承継

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる。

その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。

平成30年度の改正で大幅に条件が緩和されたが、期限の緩和や恒久化も含め次期経営者サイドに立った使い易く解り易くされたい。

また、非上場株式については、中小企業の実態により即した評価方法・評価額に見直すか、軽減措置を図られたい。

(2) その他

①相続税の最高税率(現行55%)を40%台に引き下げられたい。

なお、税率の刻みについても見直しを図られたい。

また、基礎控除額(現行3,000万円+600万円×法定相続人の数)を従来の額(5,000万円+1,000万円×法定相続人の数)に戻されたい。

②贈与財産の加算制度

相続開始前7年以内の贈与財産加算制度を廃止されたい。

廃止が困難ならば、「3年以内」に戻されたい。

2. 贈与税

廃止が望ましい。

廃止困難ならば、次の内容について考慮されたい。

- (1) 基礎控除消費拡大に寄与するよう贈与税の基礎控除額を300万円(現行110万円)に引き上げられたい。
 - (2) 贈与税の最高税率(現行55%)を引き下げられたい。
- なお、税率の刻みについても見直しを図られたい。

IV 間接税関係

1. 消費税

- (1) 消費税の確定申告書の提出期限は、個人と同様の事業年度終了後3ヶ月以内(現行2ヶ月以内)とされたい。

- (2) 提出期限が適用課税期間の開始の日の前日までとされている諸届出書について、予想外の事態が発生した場合は、提出期限を課税期間の末日までとされたい。

また、提出期限が休日の場合は翌日までとされたい。

- (3) 基準期間の廃止について

納税義務及び簡易課税制度の判定は、特に零細業者等においては、課税売上高が1,000万円を下回り益税となるなど不合理な現象が生じている。

よって、前々年又は前々事業年度を基準期間として当課税期間の納税義務を判定する現行の基準課税期間は不合理であり廃止し、すべての事業者を課税事業者として取扱うこと。

- (4) 納税義務者の判定基準について

基準期間の売上高については、税込金額により判定されているが、免税事業者であっても消費税の転嫁は当然に認められており、判定は税抜き金額によって判定するよう改正されたい。

- (5) 令和3年4月1日より総額表示が義務化されたが、中小企業等は、税率を頻繁に変更すると人手・時間・費用が大きな負担となるため中小企業を守るため、売価が固定されても下請け業者や中小企業の利益が減らないよう、また、小売業(一般消費者に対して)についても税額が個別に常に理解できるよう、はっきりと外税表示とされたい。

外税表示に統一が困難であれば、消費税転嫁対策特別措置法を復活されたい。

- (6) 消費税軽減税率制度について

消費税の増税に伴う逆進性への対応として、軽減税率制度が導入された。

事業者への負担が大きく、税制の簡素化・税収確保

の観点から軽減税率制度には反対である。

軽減税率制度の廃止が困難ならば、現行の税率を変更しないなど企業への負担を最大限考慮していただきたい。

(7) インボイス制度（適格請求書等保存方式）の導入について

- ①インボイス制度の導入が令和5年10月からとなり、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまっている。

昨今の厳しい社会・経済情勢の中において、事業者の事務負担が大きく、特に免税事業者が阻害されるなどの問題もあり、当面は現行の「区分記載請求書等保存方式」を維持するなど弾力的な対応をされたい。

また、カード引落や代行請求、公共的な料金については、取得の簡素化をされたい。

- ②適格請求書保存方式、電子帳簿保存法については、義務なのであれば統一された安価なシステムの導入など、中小企業の経理事務の実態を踏まえ負担を少なく対応できるようにされたい。

2. 印紙税関係

同じ目的の文書でありながら、紙面によるものとIT上によるものとで課税の可否が分かれているのは不合理である。

よって、早急に印紙税の廃止または大幅な見直しをされたい。

3. 揮発油税関係

現在揮発油には、揮発油税、地方道路税、消費税が課されており三重課税となっているので是正されたい。

V その他

1. 法定外資料の提出について

必要なものには提出を義務づけ、それ以外のものは提出を求めないよう見直していただきたい。

2. 被災代替資産の特別償却について

被災代替資産の特別償却には、新品である建物、構築物、機械装置、船舶、航空機、車両となっているが、資金等の関係から中古の資産を取得する場合も多く、中古資産も償却対象とされたい。

3. 税制全般について

税法は不公平が生じることがないよう中立性も求められていることから、政策においても、「公平・透明・納得」を基本として国民からの理解が得られるよう努めなければならない。

また、日本の税制度はきわめて複雑なため、単純・明解なものにすべきであり、分かり易く簡単な仕組みが望ましい。

なお、税の使途については厳選すべきであり、使用目的等をチェックする機能を確立したうえで徹底していかなければ

ば透明性は得られない。

4. 財政健全化に向けて

世界的に大流行した新型コロナウイルス感染症の影響により経済は危機的事態に陥ったが、経済社会も少しずつではあるが回復傾向にある。

コロナ禍における財政出動はやむを得ないことではあるが、膨大な国債で賄った対策費について今後どのように返済していくのか先ずは行政改革等歳出削減を行い具体的な返済計画を早急に策定する必要がある。

また、2025年度の目標であるプライマリーバランスの黒字化の達成並びに財政健全の議論が重要である。

特に、補助金・交付金・現金給付等などのバラマキ政策は是正されたい。

5. マイナンバー制度について

個人情報情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護などを徹底することは最重要であるが、国民に対する減税などの施策を実施する場合は、国・市町村の費用及び事務負担も考え、マイナンバー制度を有効活用した方法を考えるべきである。

地方税関係

総 論

地方の財政においても、財政の健全化が急務となっている。

今こそ、地方議員及び地方公務員の定数削減並びに歳費の見直し、給与及び特別会計の徹底した見直しにより地方の歳出削減を図り、納税者たる県民・市民・町民から「公平・透明・納得」を基本として理解が得られるよう努めなければならない。

公平性を保つため、地方財源となる固定資産税については、土地の評価に対応する専門員並びに未登記の家屋もあることから実地調査を行う専門員の配置などの対応が必要である。

特に税の使途については厳選すべきであり、使用目的等をチェックする機能を確立したうえで徹底していかなければ透明性は得られない。

さらに、地方分権に当たっては、国と地方の役割分担を明確にするとともに、適切な税配分、地域間の財政力格差是正等の観点から国と地方の税のあり方についても総合的に検討を行う必要がある。

今後、地方行政の役割がより一層高まることから、地方行政の財源確保のため、安易な目的税の創設ではなく、県市町住民と法人の現状を把握したうえで地域間の偏在性の少ない税目に着目すべきである。

I 法人関係

1. 超過金制度の廃止

地方税の中で、法人を対象とした市町村民税の超過金制度が導入され、恒久的に実施されている。

課税の公平を欠く安易な対応であり、速やかに廃止されたい。

2. 償却資産税

償却資産税の免税額を300万円(現行150万円)に引き上げるとともに償却資産の賦課期日(現行 毎年1月1日)を決算期末とし、申告期限(現行1月31日)については、法人住民税の申告期限と同一にされたい。

また、国税同様取得価額を30万円以下の償却資産については、課税対象から除外されたい。

3. 中小企業用地の評価

中小企業用地の固定資産税については、農地や小規模住宅用地のような軽減措置を図られたい。

4. 法人住民税

資本金1,000万円以下の中小法人については、資本金等の区分をさらに細分化し、法人住民税の均等割の軽減を図られたい。

また、法人市民税における従業員50人超の資本金別格差が大きすぎるので段階的に緩和されたい。

II 個人関係

1. 特別徴収の個人住民税の納付

給与から源泉する住民税(特別徴収)は、各自治体ごとに納付しなければならない。

企業等特別徴収義務者に負担となるため本店等の自治体で一括納付と改善されたい。

III 法人・個人関係

1. 地方税の純損失の繰越還付

所得税法及び法人税法では、純損失の繰戻しによる還付請求が規定されているが、地方税法に規定されていない。

国税との整合性を図るべきである。

2. 固定資産税

(1) 固定資産税においては、抜本的に見直されたい。

また、収益性や換価価値などを考慮した実勢価額をより反映した評価方式に改められたい。

(2) 建物の固定資産評価額は、耐用年数を経過したにも関わらず依然として課税されている。

償却計算年数を耐用年数に是正すべきである。

(3) 償却資産に対する固定資産税については、行政サービ

スとの直接的な受益関係が見出せず地方の税源としては適当ではなく、製造業など特定業界に負担が偏在し、公平性の観点から加えて、国内経済活性化の観点からも廃止すべきである。

また、廃止による税収の穴埋めを目的税等の措置を講じられたい。

なお、廃止が困難であれば、大幅な軽減を求める。

3. 事業所税

(1) 事業所税は、企業が大都市に集中することによりインフラ整備等の財政支出を伴うことから創設された。現在の大都市は都市機能が整備され、多くの事業所が集中しても円滑な企業活動が可能となっており、また、企業の地方分散化が進み、創設目的は概ね達成されている。

事業所税の課税標準は床面積(資産割)と給与総額(従業者割)であるが、資産割は固定資産税及び都市計画税との、従業者割は法人事業税の外形標準課税との二重課税となっている。

市町村合併により中小企業等に予定外の税負担を課すことから、廃止すべきである。

(2) 地域や人口により、①本来の固定資産税、②都市計画税、③事業所税が課税されるが、②と③は二重課税となっているため、③を課税するのであれば②は減額もしくは廃止すべきである。

4. 地方税の申告書・納付書

住民税の申告書・納付書の書式が市町村で異なっていることから、統一されたい。

全国統一の書式が困難ならば、県単位において統一されたい。

また、地方税の電子申告(eLTAX)の普及を推進し、利便性を高められたい。

特に、申告期限延長している場合においても、地方税も国税と同様「見込み納付」を可能とされたい。

5. 軽油引取税(県税)

(1) 暫定税率については、道路特定財源として徴収されていたが、一般財源化された時点で徴収根拠が無い。

よって、速やかに廃止されたい。

(2) 免税申請について、業種、業態で課税の取扱いが違い、申請手続きも複雑であるため、もっと、解りやすく簡素にすべきである。

明確でない区分については速やかに廃止されたい。

6. 目的税(県税及び市税)

安易に目的税を創設しないでいただきたい。

目的税を創設する必要性があるのであれば、県税・市税の明確化を図り趣旨・用途を厳選したうえで納得できるものとされたい。

バックオフィス業務の改善を
お考えの事業者の皆さん！

その業務、まだ手作業ですか？

デジタル化で 今こそ効率UP!!

経済取引から会計・税務まで 一貫したデジタル処理 による正確性向上・業務効率化！

一貫したデジタル処理による効果



会計・経理業務のデジタル化に当たっては、まず会計ソフトの導入から始めましょう。

クラウド会計ソフトなら、インターネットバンキングから入出金情報を取り込んだり、請求書等の証ひょうをスマートフォンやスキャナーで読み取って、自動で仕訳まで行うなどデータ連携させることが可能となります。

経済取引から会計・税務までデジタル化することができれば、事業者が日頃行う事務処理の一貫したデジタル処理が可能となり、事業者の生産性の向上や経営の高度化が期待されます。

国税庁事業者のデジタル化促進
HPIはこちら ▶



名古屋国税局(令和7年5月)

どこまでデジタル化に
対応していますか？

今すぐ裏面をチェック！

どこまでデジタル化に対応していますか？ QRコードを読み込んで導入検討を！

☒ 受注・発注業務がデジタル化されていますか？ ▶▶▶▶▶

EDIによる事業者間の情報のやりとり



☒ 請求書等の作成業務がデジタル化されていますか？ ▶▶▶▶▶

日々の業務におけるデジタル化のメリット



☒ デジタルインボイスやPeppolをご存知ですか？ ▶▶▶▶▶

Peppol(ペポル)
EIPAデジタルインボイス推進協議会



☒ 全銀EDIを活用した支払を行っていますか？ ▶▶▶▶▶

全銀EDI(ZEDI)
(一社)全国銀行協会



☒ 電子帳簿保存法に対応した帳簿等の保存を行っていますか？ ▶▶▶▶▶

電子帳簿保存法



☒ 年末調整を電子化していますか？ ▶▶▶▶▶

年末調整の電子化



☒ IT導入補助金をご存知ですか？ ▶▶▶▶▶

IT導入補助金2025



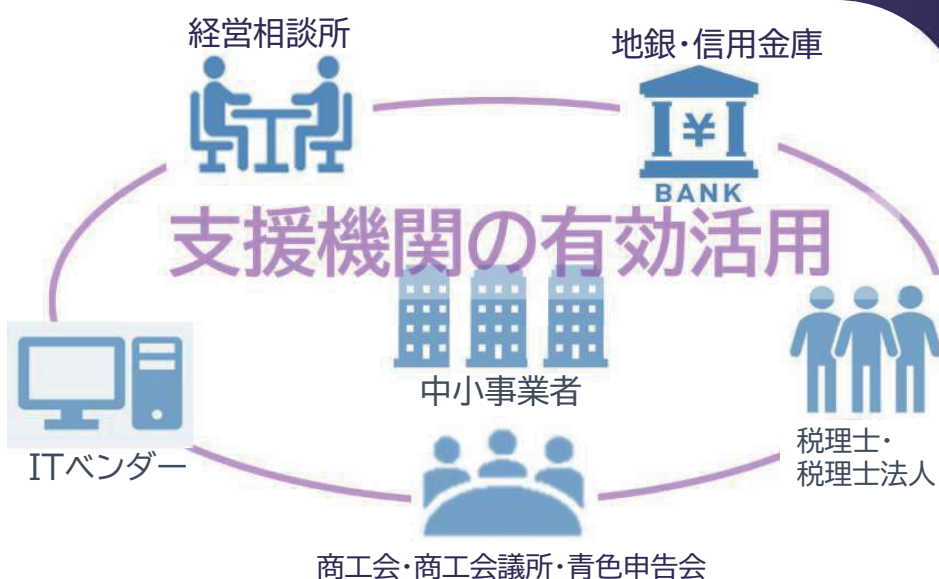
☒ 税務申告はe-Taxを利用していますか？ ▶▶▶▶▶

e-Taxホームページ



デジタル化に向け 支援機関の積極的な活用がカギ！

中小事業者においてデジタル化は、独力では困難なケースも多く、支援機関である商工会・商工会議所、青色申告会、ITバンダー、税理士、経営相談所(よろず支援拠点等)等の専門的知見を活用することが重要です。



※ QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

中小事業者の成長を中長期的な目線で見守り続ける地域の支援機関を活用し、デジタルツールの導入により効率的な事務処理を行い、デジタル化のメリットを享受するなど成功体験を蓄積し、更にデジタル化を推進していきましょう。

支援機関等の連絡先一覧はこちら

・商工会・商工会議所
・よろず支援拠点
・IT経営サポートセンター等



国税の

キャッシュレス納付方法

ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)

e-Taxを利用して、事前に届出をした預貯金口座から、口座引落しにより納付する方法

利用方法

- ① ダイレクト納付利用届出書を提出
- ② e-Taxで申告等データの送信+自動ダイレクトで納付手続完了!
- ③ (自動ダイレクト利用なしの場合)送信後に届く「納付区分番号通知」から納付手続



インターネットバンキング等による電子納税

インターネットバンキング口座やATMから納付する方法

利用方法

- ① e-Taxで申告等データの送信
- ② 送信後に届く「納付区分番号通知」から納付手続→普段利用している金融機関サイトを經由して納付完了!

振替納税(個人の方のみ)

事前に届出をした預貯金口座から、
国税庁が指定する振替日に自動で口座引落しにより納付する方法



詳細は国税庁ホームページ
「国税の納付手続」へ

クレジットカード納付

e-Taxで申告等データを送信した後などに、専用サイト「国税クレジットカードお支払サイト」を經由し、クレジットカードを使用して納付する方法



スマホアプリ納付

e-Taxで申告等データを送信した後などに、専用サイト「国税スマートフォン決済専用サイト」を經由し、「〇〇Pay」といったスマホ決済アプリを使用して納付する方法

地方税の

キャッシュレス納付方法



納付書に「eL マーク」があれば、
地方税お支払サイトやスマホ決済アプリが利用できます。



地方税お支払サイト

太平洋戦争と鈴鹿市 ―神風特攻隊とゼロ戦―

エッセイスト 福島 礼子

「神風特攻隊」「ゼロ戦」というと、映画やコミックで知る「歴史」で、身近な事ではないと思う人もいると思う。けれども戦時中の出来事は、今の私達の暮らしと地続き。暮らしている土地に、かつて何があり、両親や祖父母の世代が何を体験したかを知ることは大切。戦争関連の番組制作で、様々な人に話を聞き資料や史跡に触れて知ったことを伝えたい。



第一鈴鹿海軍航空基地(零戦)

鈴鹿海軍航空隊

実は鈴鹿市は軍の命令で、多くの市町村が合併し、1942年に軍都として誕生した市だ。したがって太平洋戦争当時は、驚くほど多くの軍施設が市内につくられていた。

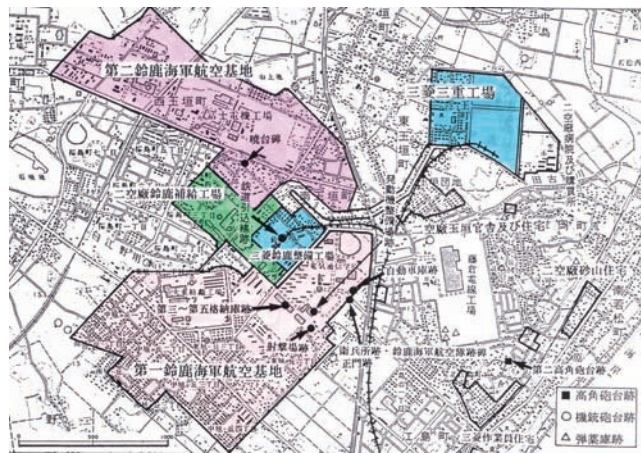
最初に設けられたのが鈴鹿海軍航空隊。現在の鈴鹿医療科学大学白子キャンパスを中心にした広大な施設だった。海軍の偵察飛行練習生を養成する学校で、複雑な計器を読み取り高度や速度、飛行距離を割り出すなど、高い能力を必要とした授業だった。開校は満州事変勃発から7年たった1938年。鈴鹿市誕生よりも早く、国内での戦争色がそれほど濃くない頃だった。開校式には近在の人々が招待され、正門をくぐる様子が写真におさまっている。

航空隊の隊員は20歳前後、訓練づけの日々から解放され、日曜日には寺家や白子の指定の家に宿泊し、日常の暮らしに戻ることができた。地元の人々は「海軍さん」と呼び、子供の頃遊んでもらった思い出を語る人もいた。



鈴鹿海軍航空隊の本部から正門を見る(開校式の日)

同時期、近くの東玉垣に飛行機を組み立てる三菱三重工場ができていた。ゼロ戦や雷電などの戦闘機を四日市工場や津工場を経由して、最終組み立てを行った工場だと聞いた。完成した飛行機を牛車で引いて国道を横断し、西玉垣の整備工場まで運んだという逸話には、少し驚いた。



鈴鹿海軍航空基地位置図

鈴鹿海軍工廠

1941年、真珠湾攻撃で太平洋戦争が幕を開けた。

暮らしは戦争一色となり、国防婦人会の活躍や戦争に行く人を駅で見送る様子が記録に残されている。戦局の拡大とともに、陸海軍の施設が不足し、1943年に鈴鹿市に鈴鹿海軍工廠が作られた。工廠の設立や稼働をスムーズにするために市町村合併が行われ、前年の1942年に鈴鹿市が誕生したわけになる。

現在の私の住まいは、その跡地にある。工廠とは、軍隊が直接運営する軍需工場のことで、海軍の航空隊が使用する機関銃や機銃弾を作っていた。平田町駅から鈴鹿川まで、今の建物でいうと旭化成からベルシティ、本田技研を中心とする広大な範囲が工廠であった。現在の中央道路は、その時につくられている。当時国鉄は兵器と兵隊輸送の大動脈で、出来上がった武器は国鉄加佐登駅から出荷された。

終戦までの約2年間、海軍工廠はその地にあったが最初は男子工員が作業を行い、次第に彼らが出征していくと、勤労働員として市内外の中学生や女学生が主力となった。私の母も女学生時代、伊賀のダイヤモンド工場で兵器製造に使うダイヤを削っていたと話している。

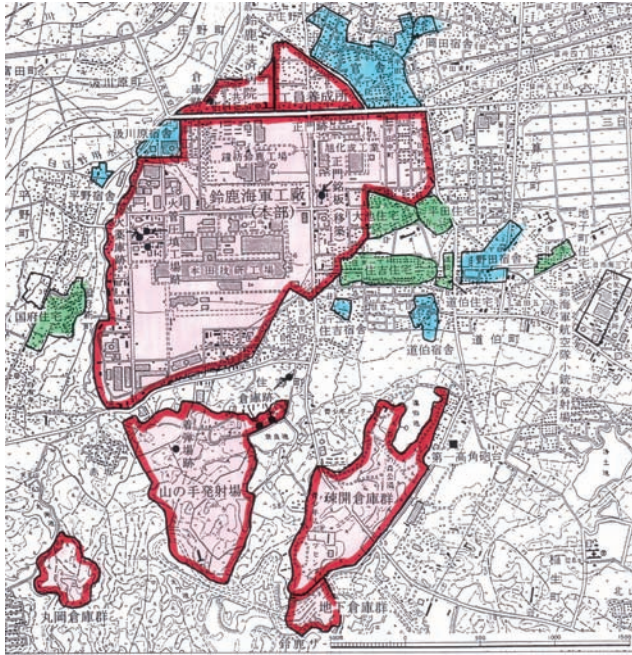
操業以来工員として働き、学生たちの指導を行った赤尾藤二さんは、現在97歳。「機銃の組み立ては結構複雑で難し



鈴鹿海軍工廠汲川原宿舍

く、昨日今日来た学生たちに満足な仕事ができるはずがなく、不良品も多かった」と語っている。鍋や鎌まで供出した金属不足の時代、軍の装備はお粗末なものだったと想像がつく。

海軍と陸軍は仲が良くなく、鈴鹿市内でも暗黙のすみ分けを行っている。鈴鹿川から海岸線までは海軍。陸軍は鈴鹿川より西の現在の鈴鹿インターを中心に、パイロット養成飛行場として北伊勢陸軍飛行場を設けている。このほか軍関係施設は、附属病院や官舎など広範囲にわたって点在し、当時の地図を見ると、それぞれの施設が大きなスケールで陣取りをしていることがわかる。



鈴鹿海軍工廠位置図

戦況の悪化の中で 本土戦と神風特攻隊

1944年、サイパン島などマリアナ諸島が陥落すると、アメリカ軍はB29爆撃機の基地とし、日本本土を空襲し始めた。戦況は急速に悪化し、度重なる空爆や物資の不足で人々の生活は一変した。軍は特攻隊の出撃・本土戦の準備へと方針をかえた。

鈴鹿の軍需工場も、空襲の標的になりにくい現在の神戸高校などの学校施設に、あるいは近隣の地下工場に疎開し始めている。関町観音山に残るたくさんの横穴は、鈴鹿海軍工廠の疎開作業場の跡だ。

工員の赤尾さんも地下工場にうつっている。素掘り10mほどの長いトンネル状作業場で、機銃の心臓部を流れ作業で



女子挺身隊



鈴鹿海軍航空隊

作っていたと教えてくれた。

1945年1月中旬、行き詰った陸海軍は、国内を戦場とする本土戦を決定している。兵士とともに民間人も上陸した敵と戦うことを視野に入れ始めたのだ。終戦を迎える年の初めのことだった。

軍は兵力強化のために学徒出陣で志願兵をつのっている。大学生であった父も、豊橋士官学校を一年で繰り上げ卒業し、神奈川県藤沢にて首都防衛の任務についたが、そこで終戦をむかえた。同期の仲間は広島で原爆にあい全滅だったと聞いている。

特攻は1944年のフィリピン戦に始まり、翌年45年の沖縄戦では作戦の中心となった。『きけ わだつみのこえ』には、特攻隊員となった学生の生の声がかかれている。近辺の学校の出身者もいて胸をうつ。

資源もなく人手でもない環境でつくられた特攻飛行機は欠陥だらけ、燃料も片道飛行分。九州から沖縄に向けて飛び立った特攻飛行機は、敵の襲撃と飛行機本体の故障で、たどり着いたのは10機のうちわずか1機ぐらいであったと研究者は語っている。

鈴鹿海軍飛行隊も北伊勢陸軍飛行場も、特攻を送りだす基地となった。1945年には本土戦で想定される空中戦にそなえた特攻用飛行場の役割を担っている。陸軍は新しく特攻用滑走路を造成した。敵の目から飛行機を隠すための掩体壕、といっても土を盛った壕に飛行機を納め、上から木や枝で隠した簡易な格納地の跡が、終戦後GHQが撮った空撮写真に数多く写っていた。

1945年3月には東京大空襲、そして沖縄戦、広島・長崎への原爆投下と悲劇が続き、8月15日に終戦をむかえた。多くの尊い命を奪い、国土の姿を大きく変えた太平洋戦争。多くの被害は終戦間際のほぼ半年に集中している。まさにその時、本土が戦場となっていたのだ。

今年は終戦から数えて80年目にあたる。『軍都として生まれた鈴鹿市を、緑の工都に!』、この願いは戦後の跡片付けをしつつ、新しい平和都市を目指した杉本龍造市長をはじめ、市民の熱い思いだったにちがいない。その願いの上に、軍施設跡が学校や病院や平和産業となり、現在の鈴鹿市の姿につながっている。

戦争という悲惨な現実、海の向こうや他の地で起こった出来事ではなく、ほんの1世代あるいは2世代前に私たちの住む鈴鹿市でも実在した出来事だ。二度と戦争を起こさない、起こさせない、これは祖父母や両親そして当時の人々から、私たちに託された大きな使命なのだと思う。

福島 礼子氏のプロフィール

CNSデレクター、CNSとCTYにて番組制作をしながらエッセイや評論を出筆。鈴鹿市在住。

(写真提供 鈴鹿市)

第20回 白子支部 ^{いのうじんじゃ}伊奈富神社 (パート2)

歴史

名所

史跡

伊奈富神社

所在地: 鈴鹿市稲生西二丁目24番20号



【御由緒】

伊奈富神社の社伝によれば、創建は紀元前93年(崇神天皇5年)、約2100年の歴史がある古社です。

神代、現、鈴鹿サーキット地内の東ヶ岡(あずまがおか)に御神霊が出現せられ、霊夢の神告により勅使参向のもと、「占木」(うらき)の地にて社殿造営の地を占われ、神路ヶ岡に大宮・西の宮・三大神の三社を鎮祭されました。

その後、仲哀天皇の御子、品屋別名の子孫の磯部氏が代々当社の神主として仕え、雄略天皇5年には数種の幣物が奉納され、主祭神「保食神」(うけもちのかみ)には「那江大国道命」(なえおおくにみちのみこと)の御神号を賜った。

奈良時代天平年間、行基上人が別当寺の神宮寺を建立され、更に平安時代天長年間には弘法大使が参籠の折、菩薩堂を建立して三社の本地仏を祀り、獅子頭を奉納、七島池を一夜にして造られたと伝えられています。

【つり上げ守り】

鈴鹿市内在住のルアー職人、CHEST114の杉原康太郎氏の協力を得て奉製されているもので、平成28年より頒布しています。



正にルアーそのものを模った「つり上げ守り」は、釣果はさることながら、広く運氣や幸せ、また業績などを釣り上げる、引き上げる、という縁起から皆様にお頒ちしております。

厳選された三重県産の檜の削り出しから始まり、その彩色に至るまでの工程の全てを杉原氏の手作業により一つ一つ丹念に奉製されております。

山を向けば山の幸、海を向けば海の幸を生み出したと伝わる御祭神「保食神」のご神徳にあやかっただけのお守りです。

【御朱印】



1000年以上にわたり受け継がれてきた伝統工芸「鈴鹿墨」を使用しています。

年間の特定日には、「鈴鹿墨」の中でも、「色墨」という大変色鮮やかな墨を使用した特別御朱印が授与されています。

【七島池】

「日本最古の庭園」ともうたわれる伊奈富神社庭園の七島池。

「日本庭園体系(1) 上古・日本庭園源流(著:重森完途)」によれば「伊奈富神社庭園は、日本庭園の根源的形態を示すものの一つであり、今日、我々が「庭園」と言っている鑑賞・実用のものではない。(中略)。ほぼ直線上に並ぶ神島は、上古庭園としての形態をよく残した遺構である。」と紹介しています。

七島池は自然湧水であり、湧水によって生じた谷状湿地を利用し、採掘した土を盛って島を築いたものです。



【東岡(あずまがおか)神社】

保食神が最初に降りられた「東ヶ岡」。

伊奈富神社の西側に位置するこの丘が、なぜ「東」なのか。その秘密もまた、稲が生まれる地「稻生」の「稲」に由来します。

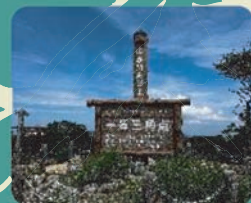
崇神天皇が五穀の神を求めてこの地に遣いを送り、遣いの者たちが行きついた先がこの東ヶ岡でした。その者たちが稲生の地に赴くと、轟音とともに稲光に輝く丘があり、そこを尋ねると「保食神」をはじめとする稲生の大神たちがおられました。そのことからこの丘を稲妻の丘、吾妻ヶ岡＝東ヶ岡と呼ぶようになったと伝わります。



【むすびに】

伊奈富神社は2100年の深い歴史とともに、数多くの文化財を残すお宮です。周辺には田園地帯が広がり、古くから豊かな稲作の文化が根付くお土地柄です。歴史や伝統、また稲の豊かさから、稲生の大神様の悠久の息吹を感じられるのが伊奈富神社です。四季折々の景色を楽しみながら、ぜひお参りください。

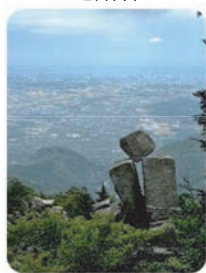
すずかめの山々御在所岳



鈴鹿山脈を代表し日本二百名山として知られる御在所岳は初心者から上級者まで楽しめるお山です。
三重県菰野町に位置し年間を通してたくさんの方が訪れる四季折々に楽しめる素敵なお山です。
鈴鹿山脈を見ると白い鉄塔が目印で。ロープウェイで山頂まで行ける特色が有り、麓は温泉街があります。
テレビ番組や映画の撮影場所として使われたこともあり撮影の記念館もあります。
有名なところでは、第三作・男はつらいよフーテンの寅が有名です。

御在所岳は、様々な大岩が面白い形で存在します

地蔵岩



おばれ岩



立岩



大黒岩



天さし岩



《コース紹介》

・定番の登山ルート

裏登山道

中道登山道 (2025年6月現在通行規制)

・上級者向け登山ルート

本谷ルート

・初心者向け登山ルート

峠登山道 (武平峠)

・超上級者ルート

ビアフェラータルート

他にも多数あり

・中級者向け登山ルート

一ノ谷真道

表登山道

裏登山道 国見岳ルート

自然環境!

植物の豊富なことで知られ春にはたくさんのお花が咲き日本各地の多種多様な植物が観察される自然環境を有しています。



御在所岳は、季節ごとの風景が素晴らしいお山です。登山者のレベルに応じたルートもバリエーション豊かなお山で登山道が多数あります。登山者だけではなくロッククライミングの聖地でもあります。年間数多くの方が御在所岳を訪れます。興味のある方は一度登ってみてはどうでしょうか。(年間を通してイベントも開催されています)

(私は山の日8月11日と御在所の日12月12日には毎年行っております)

注意点

鈴鹿山脈では、年間数名の方が遭難され命を落とす状況も発生しています。大事なことは、計画・準備・見極め・あきらめる勇気です。無事に帰る事が一番大切です。(ごみの持ち帰りも忘れずに)

緊急連絡先／四日市西警察署:059-394-0110

菰野消防署:059-394-3211

それでは! バイバイ



ホームページリンク掲載について



このたび、公益社団法人鈴鹿法人会では、当会ホームページに会員名簿を掲載することになり、希望される会員様については当該名簿に貴社ホームページをリンク出来るような施策を講じることにしました。

つきましては、貴社ホームページのリンク掲載を希望される会員様は、下記「ホームページリンク申込書」にご記入の上、事務局へFAX

(059-383-8445)にてお申し込みください。

問合先：公益社団法人鈴鹿法人会 (TEL 059-383-7561)

公益社団法人鈴鹿法人会 事務局 行
(FAX 059-383-8445)

ホームページリンク申込書

当社ホームページのリンクを
申し込みます

企業名			
リンク先 URL			
担当者名		TEL	

鈴鹿警察署からのお知らせ

みなでとめよう!!

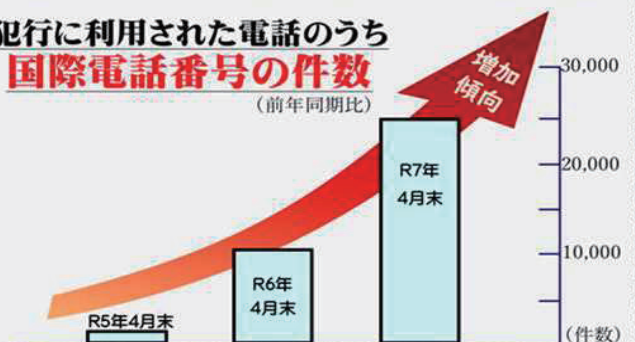
国際電話詐欺 # みるとめ

+(国番号)から始まる
国際電話番号に注意!



詐欺の犯人は国際電話番号を使って
詐欺の電話をかけています。

犯行に利用された電話のうち
国際電話番号の件数
(前年同期比)



被害の多くは
60～80歳代

固定電話

国際電話の発信・着信は
無償で休止できます

国際電話不取扱受付センター
0120 - 210 - 364

オペレータ案内 平日9:00～17:00
自動音声案内 平日・土日祝24時間

Webからの申込み

<https://www.kokusai-teishi.com>



20～30歳代の
被害が増加

スマートフォン

- ◆ 携帯電話機の発着信設定を正しく行いましょう。
- ◆ キャリアの着信拒否サービスや電話着信規制アプリのご利用をおすすめしています。



警察庁・SOS47
特殊詐欺対策ページ

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/sos47/case/international-phone/>

みるとめ

検索



法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

経営者が、
重大疾病に
かかった時の
そなえを確保。



重度がん
保障 Jタイプ

Jタイプ
Jタイプa

重度がん保障Jタイプ

〔無配当重大疾病保障保険〕
(重度がん保障・無解約払戻金型)

Jタイプ

〔無配当重大疾病保障保険〕
(無解約払戻金型)

Jタイプa

〔無配当重大疾病保障保険〕
(解約払戻金抑制割合指定型)

は、

重大疾病による

(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)

就業不能リスクから
企業を守ります!

引受保険会社

DJIDO 大同生命保険株式会社

三重支社/
三重県四日市市鵜の森1-4-28(ユマニテクプラザ4F)
TEL 059-352-2046

ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

F-2024-0010-①(2024年12月20日)



Business Guard



AIG 損保

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

法人会の ハイパーメディカル

 会社で入る医療補償

業務災害総合保険

疾病入院医療費用保険金・

疾病入院医療保険金 等セット



会社で入る
医療補償



法人会の ハイパー任意労災

 政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険

地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

地震災害の
リスクをガード

充実の福利厚生サービス※

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- メンタルケアカウンセリングサービス
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスはAIG損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

この広告は保険の概要をご説明したものです。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

<https://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

三重支店

〒514-0036

三重県津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル

TEL.059-226-3911 FAX.059-228-7216

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

(22-073001)

がん保険の枠を超え、一人ひとりに最適な安心を

保障と相談サポートで

あなたによりそう
がん保険
ミライト



保障と相談サポートで一人ひとりに最適ながん保険

幅広い
保障

アフラックの
よりそうがん相談
サポート (*1)

がん治療だけでなく、がんの検診後の
精密検査 (*2)、**診断前の通院、**
治療から治療後の生活サポートまで、
幅広くがんに対する備えを提供します。

専門知識を持った
よりそうがん相談サポーターが
あなたの**不安や悩みを傾聴し、**
適切にサポートします。

(*1) アフラックのよりそうがん相談サポートは、Hatch Healthcare株式会社が提供するサービスであり、アフラックの提供する保険またはサービスではありません。よりそうがん相談サポートおよび案内する各種サービスの内容は、2025年3月17日現在のものであり、将来予告なく変更または中止される場合があります。サービスの詳細は、アフラックオフィシャルホームページ (<https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html>) をご確認ください。

(*2) 所定の支払事由に該当した場合

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

「生きる」を創る。

Aflac アフラック

三重支社 〒510-0074 三重県四日市市鶴の森 1-3-23 四日市中央通りビル 6F

法人会用フリーダイヤル **0120-876-505**

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

資料請求は
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



No.1 アフラック
がん保険
契約件数
各社の統合報告書などに基づくアフラック調べ(2024年3月時点)

AFアツ課-2024-0542-2406017 12月26日

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。
社会のお役に立ちたい。

そんな経営者の皆さんを支援する全国組織、それが法人会です。

現在、約70万社の会員企業、41都道県に440の会を擁する団体として大きく発揮しています。

あなたに近く、社会と広く。どこまでも人を中心に、さまざまな活動を展開する法人会。

税のオピニオンリーダーとしての貢献はもとより、会員の研鑽を支援する各種の研修会、
また地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を積極的に行っています。

健全な納税者の団体、よき経営者を目指すものの団体・・・これが法人会です。

- ①初年度会費無料（年会費3,500円～）
- ②法人企業に特化した各種保険のご提案《割引制度あり》
- ③無料で税務研修会が受けられます。
- ④異業種の交流 etc



公益社団法人 鈴鹿法人会 会員募集

事務局の案内

〒513-0802

三重県鈴鹿市飯野寺家町816(商工会議所ビル3F)

TEL.059-383-7561 FAX.059-383-8445

✉ hojinkai@mecha.ne.jp

<http://suzuka-hojinkai.jp>

ご入会の際に必要な「法人会加入申込書」(PDF)が
HPからダウンロードできます。

鈴鹿法人会

検索

編集後記

この度広報委員長を仰せつかりました嶋田浩也でございます。法人会活動など積極的な情報発信を心がけ、少しでも皆様のお役に立てる法人会の情報発信をさせていただきたいと思っております。どうぞ宜しくお願いいたします。

広報委員長 嶋田浩也



**アフラックは、1983年より
「法人会福利厚生制度」を
受託しています。**

あなたの一生に寄りそう保険会社として、
約束します。

お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実
した人生。

アフラックは、そのお手伝いをする存在で
あり続けます。

 **法人会がん保険制度
法人会医療保険制度**

「生きる」を創る。

Aflac 

〈引受保険会社〉

アフラック

三重支社

法人会フリーダイヤル



0120-876-505

※今後の対応は担当の
募集代理店が行います。

法人会会員のみなさまに

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

keep moving forward

数多の人を繋いだ道。
これからも前進を。

法人会の「経営者大型総合保障制度」は1971年に創設されました。
想いをつないで50年。これまでも、これからも企業の繁栄を
サポートしつづける経営者大型総合保障制度です。

DJIDO 大同生命保険株式会社

三重支社/
三重県四日市市鵜の森1-4-28(ユマニテクプラザ4F)
TEL 059-352-2046

AIG AIG損害保険株式会社

三重支店/
三重県津市丸之内養正町4-1(森永三重ビル2F)
TEL 059-226-3911